

5. 障害者¹の権利

1. 障害者権利条約の採択

2006 年 12 月 13 日、第 61 回国連総会で「障害のある人の権利に関する条約」² (障害者権利条約) が採択され、2008 年 5 月 3 日、25 か国の批准を得て発効した。

日本は、2007 年 9 月 28 日に「障害者権利条約」に署名した。

2. 障害とは何か

障害者とは何か、ということについての 2 つの考え方。

①メディカルモデル：身体的、精神的、知的な機能障害を「障害」と捉える。

②ソーシャルモデル：社会が個人に対して一定の基準を要求することで生じる社会的障壁や態度を「障害」と捉える。

例えば、地上よりも高い位置に鉄道のホームがあるとき、車椅子の人が鉄道に乗れないのは、足が動かないからと考えるのがメディカルモデルであり、エレベーターがないからと考えるのがソーシャルモデルである、と言える。

障害者とは何か、ということについての 2 つの考え方を前提とした 2 つの福祉モデルがある。

①メディカルモデルを前提とした福祉サービスモデル：

「障害」を個人の問題と捉え、社会の余力の範囲で慈善的に障害者を援助する考え方。

②ソーシャルモデルを前提とした権利保障モデル：

障害の問題は個人の問題ではなく社会のあり方の問題であると捉え、障害者の権利保障と差別の禁止を実現しようとする考え方。

3. 障害者権利条約の内容

障害者権利条約は、前文と 50 か条からなる。他の人権条約と同様、国内手続を尽くしても権利が保障されない場合、個人の資格で構成される 12 名の専門家からなる障害者権利条約委員会に通報できる制度を定めた選択議定書も併せて締結されている。

障害者権利条約第 1 条の第 1 文は、「この条約は、全ての障害 (disability) 者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」と規定し、障害者に対するすべての人権保護をうたっている。このように、条約では、障害者をたんに福祉の対象ではなく権利の主体と位置づけている。またその第 2 文では、障害者を、「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害 (impairment) であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」と定義し、障害とは機能障害だけではなく、物理的環境や人々の態度という社会障壁との相互作用によって生じるとの立場を採用し、2. で示した 2 つのモデルを融合させた考え方を採用している。

さらに第 2 条で、「障害に基づく差別」を、「障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基

¹ 近年、「障害者」の「害」という字に問題があるとして「障がい」と表記されることが多い。「障害者」は、本来「障礙者」と表記されていたものを当用漢字・常用漢字による漢字制限のために同音の文字で置き換えたものだが、漢字制限の手法としては文字の置換のほかに表外文字の部分を仮名書きにする方法もあり、「障がい者」はそちらを採ろうとするものである。このように熟語の一部だけを仮名書きするのは見た目が悪いため、「礙」が常用漢字でないのであれば「礙」の俗字である「碍」に置き換えて「障碍者」とするのがあるべき表記であるという意見もあるが、「碍」も常用漢字ではないため、「障碍者」ではこの問題の解決にはならない。ここでは、「害」という文字を使うことが不適切であるということを認識した上で、この問題には深入りすることなく、外務省の条約の訳文で「障害者」が使用されているのでそれにならった。

² 邦訳は外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/hr_ha/page22_000899.html

づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む」と定義している。つまり、意図的な差別だけでなく、差別する意図はなくても客観的に差別につながるものはすべて差別としている。本条に言う、「合理的配慮（reasonable accommodation）」とは、聾者への手話通訳、難聴者への筆記、視覚障害者への朗読・点字・電子データの提供、車椅子利用者のためのスロープなどを含むとされる。このように、障害者権利条約は、障害者の社会参加を促進するために、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限を差別とし、合理的配慮を行わないことを差別に含めている。

第3条では、この条約全体を貫く基本原則として、以下のものが盛り込まれている。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 非差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び共生⁴（inclusion）
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用可能性⁵（accessibility）

また、第5条で、「平等及び非差別」⁶の規定を置き、障害に基づく差別を禁止し、締約国に合理的配慮を提供するための行動を求めている。

さらに、第8条で、社会全体の意識向上の必要性、第9条で、障害者が自由に公共サービスや必要な情報を入手できる利用可能性の保障を規定している。

第19条では、「自立した生活及び地域社会への包摂（inclusion）」と題して、障害者が地域社会で暮らすことができるために必要な支援の提供を締約国に求めている。

さらに、第24条の教育では、第1項で「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する（inclusive）あらゆる段階の教育制度及び生涯学習」を確保することを規定している。第2項の（a）では、「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」、さらに（e）で、「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容（inclusion）という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること」を締約国に求めている。このように、障害者権利条約は、教育現場での分けない教育必要性を規定している。これは、伝統的に、分けない教育に消極的であった日本にとっては、大きな課題である。

また、第27条で、「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」旨の労働と雇用に関する規定を置いた。

このほか、本条約は、障害者のための権利だけではなく、普遍的な人権を障害者の視点から定めており、自由権規約にあるような「生命に対する権利」（第10条）、「法の前における平等な承認」（第12条）、「身体的自由及び安全」（第14条）、「移動の自由と国籍」（第18条）、「表現及び意見の自由」（第21条）、「家庭及び家族の尊重」（第23条）、「十分な生活水準及び社会的保障」（第28条）などが定められている。

障害のある人の権利に関する条約

第1条【目的】

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

³ 外務省訳は「無差別」となっている。

⁴ 外務省訳では「共生」の部分は「包容」となっている。

⁵ 外務省訳では「利用可能性」の部分は「利用の容易さ」となっている。

⁶ 外務省訳では「非差別」の部分は「無差別」となっている。

第2条【定義】

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第3条【一般原則】

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a)固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b)無差別
- (c)社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d)差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e)機会の均等
- (f)施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g)男女の平等
- (h)障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第5条【平等及び無差別】

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第8条【意識の向上】

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a)障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b)あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。
 - (c)障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

2 このため、1 の措置には、次のことを含む。

- (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
- (b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
- (c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
- (d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第9条【施設及びサービス等の利用の容易さ】

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
- (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
- (e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。
- (f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
- (g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。
- (h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第19条【自立した生活及び地域社会への包容】

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を

有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

- (b)地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。
- (c)一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第 24 条【教育】

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b)障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b)障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c)個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a)点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b)手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c)盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第 27 条【労働及び雇用】

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。
- (a)あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
 - (b)他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
 - (c)障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
 - (d)障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
 - (e)労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
 - (f)自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
 - (g)公的部門において障害者を雇用すること。
 - (h)適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
 - (i)職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
 - (j)開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
 - (k)障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。
- 2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないうこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

4. 「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」

2013年6月19日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「差別解消法」とする）が制定された（2013年6月26日公布、2016年4月1日施行）。以下、解説として、朝倉むつ子「障害者差別解消法—理想には遠いが、重要な一歩—」『国際人権ひろば』No. 110（2013年07月発行）⁷を全文引用する。

立法の経緯

2013年6月19日、第183回通常国会において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「差別解消法」とする）が、全会一致で採択された。本法の内容を紹介する前に、立法の経緯について述べておきたい。

2006年12月に、国連で障害者権利条約が採択されてから今日に至る6年余りの間に、日本の政権はめまぐるしく交代した。2009年9月に誕生した民主党・国民新党・社民党の3党連立政権の下で、構成員の半数以上を障害当事者が占める「障がい者制度改革推進会議」（以下、「推進会議」とする）が設けられたことは、画期的なできごとだった。推進会議は、障害者権利条約の「私たち抜きに私たちのことを決めるな（Nothing about us without

⁷ 一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）ホームページ（<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2013/07/post-213.html>）。

us!)」という基本精神にたつて、精力的に議論をすすめ、今後の障害者政策の強固な礎となる意見や提言を次々に公表し、2012年7月に、改正障害者基本法にもとづく障害者政策委員会へと承継された。同年9月には、推進会議時代から設けられていた「差別禁止部会」(棟居快行部会長)が、『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見(以下、「差別禁止部会意見」とする)を公表した。当時は、日本初の「障害差別禁止立法」は、この差別禁止部会意見をベースとして立案されるものと期待されていた。

ところが、2012年末の選挙で、再度の政権交代が行われ、自民党新政権の下では障害者政策委員会は開催されなくなった。それまで同委員会が熱心に論議してきた新たな障害者基本計画案(2013年度からの長期計画)も、2012年末に政府に手渡されて以来、2013年4月まで公表が見送られていた。そのような状況下で、障害差別禁止法制定も夢と化したかと思っていた矢先に、「差別解消法案」が、水面下での与野党調整によって急速に浮上し、4月26日に閣議決定されたのである。

差別解消法の概要

採択された差別解消法は、本則6章26条、附則9条からなる法律であり、その内容は、おおむね、以下の通りである。

第一に、本法は、「障害を理由とする差別の解消」を推進することによって、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とする(1条)。

第二に、内閣総理大臣は、障害差別解消の基本的な方向、差別解消措置に関する基本的な事項等を含む「基本方針」を、障害者政策委員会の意見を聴いて策定し、閣議決定し、公表する(6条)。

第三に、行政機関等(独立行政法人等が含まれる)および事業者は、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」によって障害者の権利利益を侵害してはならない(7条1項、8条1項)。また、障害者から社会的障壁除去の必要性が表明された場合、その実施に伴う負担が過剰でないときは、行政機関等は「必要かつ合理的な配慮」を「しなければならない」(7条2項)。他方、事業者は「必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」(8条2項)。合理的配慮義務はこのように、行政機関等には義務づけられた一方、事業者には努力規定にとどまった。

第四に、行政機関等は、基本方針に即して、差別禁止および合理的配慮に関する「職員等対応要領」を策定する義務を負う(9条1項)。また、主務大臣は、事業者の適切な対応に必要な「対応指針」を定め(11条1項)、その実施に関して、事業者の報告聴取、助言、指導、勧告を行う(12条)。

第五に、行政機関等および事業者は、必要かつ合理的な配慮を行うための「環境の整備に努めなければならない」(5条)。この条文は、不特定多数の障害者にあらかじめ行われる事前的改善措置(施設のバリアフリー化など)や、障害に係る欠格条項等の見直しなどを、「環境整備」として努力義務化したもの、と考えられる。

第六に、本法は、差別解消のために独自の救済機関を設ける規定をおいていないが、国および地方公共団体は、差別に関する紛争の防止・解決のための体制整備を図り(14条)、関係行政機関は、差別に関する相談や差別解消の取組のために、障害者差別解消支援地域協議会を組織できる(17条1項)。

なお、雇用分野に関しては、障害者雇用促進法の定めによる(13条)とされているところ、本法成立の6日前(6月13日)に、衆議院本会議で、改正障害者雇用促進法が可決、成立した。

差別解消法の施行は3年後の2016(平成28)年4月1日であり(附則1条)、施行後3年の見直し規定がおかれた(附則7条)。

差別解消法の意義と課題

差別解消法は、多くの課題を残しつつも、障害という事由に基づく「あらゆる分野の差別」の解消を図る初めての具体的な立法、という意義をもつ。目的規定には、障害者が、「その尊厳にふさわしい生活保障の権利を有する」ことや、前述のように「障害の有無によって分け隔てられることなく」という一文も盛り込まれた(1条)。

解消されるべき差別として、「不当な差別的取扱い」という作爲のみならず、「合理的配慮の不提供」という不作爲が位置づけられたことの意義も大きい。さらに、基本方針の策定にあたり、障害者政策委員会の意見聴取が定められていること（6条4項）、対応要領・対応指針の策定にあたり、障害者の意見の反映措置が要請されていること（9条2項、10条2項、11条2項）も、当事者参画という意味において、きわめて重要である。

一方、差別解消法は、差別禁止部会意見が提案した障害差別禁止立法の理想からは、かなりかけ離れた内容の不十分な法律でもある。その理由としては、以下の3点を指摘したい。

第一に、障害差別とは何かという定義がなく、禁止される「不当な差別」の意味があいまいだという点である。差別禁止部会意見は、欧米各国の立法例を分析したうえで、禁止されるべき差別概念の類型化の議論を深め、最終的には「障害に基づく差別」を、「不均等待遇」（直接差別、間接差別、関連・起因差別）と「合理的配慮の不提供」としてとりまとめた。しかしこの提言は、差別解消法には反映されないままであった。

第二に、同法が、民間業者に対する合理的配慮を努力義務とした点である。そもそも合理的配慮義務は、負担が過剰である場合には行わなくてよいものであるから、あえて努力義務にする必要はなかったはずである。

第三に、同法においては新たな救済機関が設けられず、既存の紛争解決の仕組みを利用することとされた点である。とくにこれまで紛争が多かった教育分野や交通機関の利用に関しては、本法に基づいて、いかにすれば効果的な紛争解決が図れるのか、大きな課題が残されている。

以上のような限界のある法律ではあるものの、差別解消法が今国会で採択されたことを私自身は否定するものではなく、むしろ評価すべきだと考えている。法案の採決を先延ばししたとしても、政治状況からみて、近い将来に今よりもよい法案が採択される可能性は低い、という消極的な理由ばかりではない。差別解消法の成立によって、障害者権利条約が批准されれば、締約国としての条約遵守義務はより明確になり、国際機関と協力して障害当事者がなすべき監視活動の舞台が整うことにもなるからである。また、当初はどのような限界性のある法律であっても、障害差別は解消されるべきものだという規範を社会に定着させる努力を続けることによって、さらなる法改正の実現は必ず可能になるはずである。この法をツールとして、一刻も早く、法の欠缺を埋めていく活動に取り組むべきではないだろうか。

幸い、参議院内閣委員会では、12項目の附帯決議がついた。この中には、権利条約の早期批准や、条約の趣旨にのっとり障害女性や障害児に対する複合差別の現状認識を図ることなどが含まれている。また、今後、障害を理由とする差別的取扱いの具体的相談事例や裁判例の集積を図るなどして、必要性が生じた場合には、施行後3年を待つことなく見直しをするということなど、きわめて重要な内容も盛り込まれた。とにもかくにもこの法を生み出したことによって、障害差別をなくすという壮大な道程への第一歩が、間違いなく刻まれたのである。